

# 旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金について

資料 1

基金の名称	旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）対策に関する事業に必要な経費の財源に充てるために設置。設置時は令和4年3月31日までの期限としていたが、感染拡大など事態の終息が不透明であるため、期限を延長し時限は設けていない。
設置年月日	令和2年6月25日	
期限	なし	

